

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、業界の熾烈な競争を勝ち抜くことで各ステークホルダーの利益を最大限に高めるため、コンプライアンスの徹底を基礎に、社内の各部門が生産性の高い効率的な業務活動に邁進できるよう、管理体制および監査体制を整え、経営の透明性を高め、迅速な意思決定が出来る組織体を整備することがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
新井 隆二	818,607	48.85
株式会社ラ・ホールディングス	196,615	11.73
株式会社TBSテレビ	61,190	3.65
株式会社エディオン	45,372	2.71
富士ソフト株式会社	26,996	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	22,461	1.34
河原林 成之	10,256	0.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,150	0.37
株式会社テレビ東京	6,065	0.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,092	0.30

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8月
業種	小売業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の創業者であります新井隆二およびその2親等以内の親族、またそれらの者が議決権の過半数を保有する会社は、当社の議決権の過半数を所有する支配株主であります。当社と支配株主の間には取引がありますが、取引条件は一般取引と同様に決定しております。

当社は、株式会社ソフマップ(株式会社東京証券取引所上場企業)の議決権を60.15%(2009年8月31日現在)所有しております。また当社から取締役2名、社外監査役1名を派遣しております。同社の取締役会、経営会議等の重要な組織は同社独自に運営されており、経営の独立性は確保されております。

当社は、親会社として同社との間で経営に関する認識の共通化を行い、業績の把握をしておりますが、同社のコーポレート・ガバナンス体制は上場企業として充実していると判断しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	16名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
児島 仁	他の会社の出身者				○				○	
有田 龍郎	他の会社の出身者								○	
生井 俊重	他の会社の出身者					○			○	
深澤 政和	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
児島 仁	——	経営者として幅広い経験と見識を有しているため。
有田 龍郎	——	経営者として幅広い経験と見識を有しているため。
生井 俊重	——	経営者として幅広い経験と見識を有しているため。
深澤 政和	——	経営者として幅広い経験と見識を有しているため。

その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

毎月1回社外取締役を含む役員全員が出席する取締役会を開催し、月次業績及び経営課題についての討議、重要事項の決定、業務執行の監視を行っております。

2008年9月から2009年8月までの期間に開催された取締役会は18回であり、児島仁氏は18回、有田龍郎氏は17回、生井俊重氏は18回出席しております。なお、深澤政和氏は2009年11月に社外取締役に就任しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数 更新	4名

監査役と会計監査人の連携状況

四半期決算等の会計監査人監査時に、必要に応じて会合を設け、監査計画、監査実施状況及び監査結果についてお互いに情報交換並びに意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

社長直属の独立した組織として内部監査室を設置しており、業務処理等に関する適正性および妥当性につき、随時内部監査を実施しております。監査役は、内部監査室より事前に監査予定を報告されており、必要に応じて内部監査実施に立会いを行っております。さらに、その他の内部監査結果については、内部監査報告会を通じ、情報交換、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数

2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小松 英士郎	他の会社の出身者					○				○
岸本 裕紀子	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
小松 英士郎	——	経営者として幅広い経験と見識を有しているため。
岸本 裕紀子	——	経営の客観性や中立性の観点から監査いただくため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

毎月1回開催される取締役会、ならびに定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明をしております。
2008年9月から2009年8月までの期間に開催された取締役会は18回、監査役会は19回であり、小松英士郎氏は取締役会に17回、監査役会には18回出席し、岸本裕紀子氏は取締役会に18回、監査役会には19回出席しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点では、特段の必要性が無いものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段 更新

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

2009年8月期に支払った報酬額

[取締役]給与報酬:292百万円(32百万円) [監査役]給与報酬:29百万円(12百万円)

(注)社外取締役・社外監査役に対する報酬は、()内数にて記載しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の議案・開催日等については、総務部が取締役・監査役に対して事前に通知しております。事前に出欠を取っており欠席予定者に対しては、意見の表明が必要な事項に関しては承り、議事の場で欠席役員の見解として表明することとしております。
なお、欠席役員に対しては、議事の経過及び結果について報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

当社は、取締役会および監査役会により業務執行の監督および監査を行っております。また、経営効率化のため、常務会を開催しております。

取締役会は、取締役16名(うち社外取締役4名)で構成され、毎月1回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会により、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うほか、業務執行の監督を行っております。

常務会は、代表取締役社長、取締役副会長および常務取締役で構成され、内部統制担当役員および常勤監査役も出席しております。原則として月2回開催し、重要な決定事項のうち取締役会決定事項以外の決定及び取締役会付議事項の検討などを行っております。

監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、毎月1回の定例監査役会において、監査の方針、会社の業務や財産の状況を調査する方法、そのほか監査役の職務執行に関することを決定しております。また、監査役は取締役が業務執行にあたり法令や会社の定款を遵守しているかなどの監査を行っております。

監査法人は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、当該監査法人の会計監査を受けております。2009年8月期において業務を執行した公認会計士の氏名等は、指定有限責任社員・業務執行社員 石橋 和男氏、同 原田 誠司氏、同 東 葎 新氏であります。(監査業務に係る補助者の構成 公認会計士5名、その他26名)

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年11月下旬に開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象として、事業内容や今後の事業展開等について理解いただくため、説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回アナリスト・機関投資家を対象として、決算の内容や事業の状況、そして今後の事業展開等について決算説明会を開催しております。また、その状況を、後日ビデオオンデマンドにて配信しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	外国人投資家を対象として、事業内容や今後の事業展開等について理解いただくため、2007年より海外ロードショーを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社が開設するホームページにIRページを設け、事業内容に関連する事柄について紹介するほか、決算データ関連資料などを適宜開示しております。また、同ページにて月次売上上の情報も開示しております。 ホームページ http://www.biccamera.co.jp/ir/index.html	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署を広報・IR部とし、部内に専任の担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章を制定し、「お客様第一主義を実践し、最高のサービスをお客様に提供することで社会に貢献する」との経営理念の下、各ステークホルダーの利益の最大化、社会的信頼の維持・向上に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、省エネ型製品の普及促進活動、二酸化炭素排出量の削減目標設定、環境と経済が両立した循環型社会の形成のため3R (Reduce[リデュース]、Reuse[リユース]、Recycle[リサイクル])の推進等により、地球温暖化防止に努めております。また、製品安全自主行動指針を策定し、当社が提供する商品をお客様に安心してご使用いただけるよう、製品事故の発生を未然に防止する体制の構築に努めております。なお、これらの取組等が評価され、2007年11月に経済産業省が創設した「製品安全対策優良企業表彰」の大企業小売販売事業者部門において金賞を受賞し、2008年4月には環境省の「エコ・ファースト制度」の第1号企業として認定されております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各ステークホルダーに対し、透明性及び公平性を確保するため、証券取引所のできる適時開示規則に従い、適時・適切な開示を行います。また、適時開示規則に該当しない情報につきましても、当社を理解していただく上で必要または有用と判断される情報については、可能な範囲で積極的に情報開示するよう努めております。
その他	個人情報保護体制の確立を証明する公的認証であるプライバシーマークを取得しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 当社は、会社法第362条第5項及び金融商品取引法第24条の4の4並びに関係する諸法令規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制システム」と総称する）を整備しております。取締役会は、この基本方針に基づき、同システムの構築と整備については不断の見直しを行い、もって効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立することとしております。

1. 取締役及び使用人（以下「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじつつ社会的責任を果たすため、「ビックカメラ企業行動憲章（以下「企業行動憲章」という）」並びに「コンプライアンスマニュアル」を全役職員に周知徹底させる。
 - (2) コンプライアンス担当役員は取締役総務本部長とし、コンプライアンス担当部門を法務部とする。担当部は、全役職員に対し、コンプライアンスに関するマニュアルを作成・配布し、研修等を実施することにより、役職員のコンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
 - (3) 取締役会規程に基づき、会議体において各取締役の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。
 - (4) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた組織規程、職務分掌規程、及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた職務権限規程に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
 - (5) コンプライアンス相談窓口、個人情報お問合せ窓口、製品事故に関するお問合せ窓口を設置し、広く社内外からの情報の入手及びその活用を図る体制を整備する。
- コンプライアンス相談窓口の運用は、公益通報者保護規程に従い、役職員等が社内での法令違反行為等についての相談または通報を行いやすい体制を構築するとともに、相談者・通報者に対して不利益な取扱いが行わないこととする。
- (6) 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性及び倫理観を有する内部監査室による監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規程」、「情報セキュリティ規程」、「情報管理規則」並びに「機密情報管理規程」に定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当役員は内部統制担当役員とし、リスク管理の統括部門は内部統制室とする。リスク管理担当役員並びに内部統制室は、「リスク管理規程」に基づき、当社及び関係会社全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という）の構築を行い、これを運用する。リスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- (2) 常務会は、原則として月2回開催し、重要な決定事項のうち取締役会決定事項以外の決定及び取締役会付議事項の検討を行うこととする。
- (3) 迅速かつ効率的な業務執行を行うため、経営戦略会議・店長会・商品会議等の諸会議を開催し、その審議を経て取締役会で執行決定を行うこととし、これ以外の重要な執行決定を常務会で行うこととする。
- (4) 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。

5. 当社及びその関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業行動憲章その他必要な規程類に基づき、当社グループとして一体となった業務の適正を確保するための体制を整備する。
- (2) 経営企画部、関連事業部及び総物流部が関係会社の統一内部統制を管轄する。経営企画部、関連事業部及び総物流部は、関係会社管理規程に基づき、内部監査室と連携し、内部監査を実施する。
- (3) リスク管理統括部門は、当社及び関係会社全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
- (4) コンプライアンス担当部門は、当社グループの役職員に対し、その役職、業務内容等に応じて必要な研修を実施する。
- (5) 経営の効率化とリスク管理を両立させ、適正な財務報告を実現するため必要となるITシステムを構築する。ITシステムの構築にあたっては、システム管理規程や適正な体制を整備するとともに、経営環境や組織、業務とITシステムが相互に与える影響を考慮し、適切にその効果とリスクを評価した上で、当社グループ全社レベルでの最適化、改善を図る。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループ各企業は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するために、財務報告に係る規程、内部統制を整備し、その運用を図るとともに、経営環境、組織や業務の変化、変更を評価し、財務報告に係る規程や内部統制の見直しを適時適切に行う。
- (2) 取締役会は、当社グループ各企業の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督する。
- (3) 内部監査室は、各事業年度において財務報告の信頼性を確保する体制を評価し、その結果を取締役に報告する。評価の結果、是正、改善の必要があるときには、各主管部門は、早急にその対策を講ずる。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 企業行動憲章に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。」と定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととしている。また、「企業行動憲章」並びに「コンプライアンスマニュアル」を全役職員に配布、さらに社内研修等を通して周知徹底に努めている。
- (2) 総務部を反社会的勢力の対応部門とし、事案により所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。さらに「社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、反社会的勢力に関する情報の収集や、不当要求への適切な対応方法の指導を受けること等により、体制の強化に努めるものとする。
- (3) 契約管理規程に「反社会的勢力との係りに関する調査・確認」の章を設け、新規の取引を検討する会社については、反社会的勢力との係りを必ず調査し、問題ない場合にはじめて、取引を開始することとしている。また、締結する契約書には、行為規範条項を設け、反社会的勢力との係りが無いことを保証させ、抵触した事実が発覚した場合には無催告で解除できるようにしている。既存の取引相手についても社内規程上反社会的勢力との係りが無いことの確認を義務化している。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 内部監査室より監査役の職務を補助する使用人を選定する。
- (2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとする。

9. 役職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 役職員は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
 - ・当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項。
 - ・内部監査室、内部統制室及び法務部その他監査業務を担当する部門及び関係会社の監査役・監査室の活動概要。
 - ・当社グループの内部統制に関する活動概要。
 - ・コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況。
- (2) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席することとする。
- (3) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、関係会社監査役、内部監査室、内部統制室及び法務部その他監査業務を担当する部門と定期的な会議をもち、また監査役と内部監査室・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (4) 監査役会は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じ役職員に対し、その説明を求めることができる。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社はコーポレート・ガバナンス体制に対し、社内外の環境変化に対応して適宜見直しを行うとともに、さらに適切なコーポレート・ガバナンス体制の整備に向け、検討を行ってまいります。

